



# 令和 3 年度 農村整備課所管事業の概要



# 目次

<b>I</b>	<b>農村整備課所管事業の概要</b>	1
1	<b>農業生産基盤の整備の推進</b>	1
	(1) 中山間地域の生産基盤の整備	1
	(2) 農道の整備	1
	(3) 農地・農業用施設の防災・減災対策	1
	(4) 農地・農業用施設の災害復旧対策	1
2	<b>快適で安心して暮らせる生活の場づくり</b>	2
	(1) 所得と雇用機会の確保	2
	(2) 安全で快適な生活環境の整備	2
<b>II</b>	<b>農村整備課の組織体制及び事務分掌</b>	3
1	組織体制	3
2	各係の事務分掌	3
<b>III</b>	<b>令和3年度 農村整備課の予算概要</b>	5
<b>IV</b>	<b>主要事業の概要</b>	6
1	<b>中山間地域の生産基盤整備</b>	6
	(1) 中山間地域農業農村総合整備事業	6
2	<b>農道の整備</b>	7
	(1) 広域営農団地農道整備事業	7
	(2) 基幹農道整備事業	8
	(3) 一般農道整備事業	9
	(4) 農道整備特別対策事業	11
3	<b>農地・農業用施設の防災対策</b>	12
	(1) 農村地域防災減災事業（防災ダム整備事業）	12
	(2) 農村地域防災減災事業（ため池整備事業）	13
	(3) 農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業）	14
	(4) 農村地域防災減災事業（農地保全整備事業）	15
	(5) 農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業）	16
	(6) 農村地域防災減災事業（地すべり対策事業）	17
	(7) 農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）	18
	(8) 農村地域防災減災事業（ため池等農地災害危機管理対策事業）	19
	(9) 海岸保全施設整備事業（侵食対策）	20
	(10) 海岸保全施設整備事業（海岸堤防等老朽化対策）	21
	(11) 農地海岸維持管理事業	22
	(12) 地すべり防止区域維持管理事業	23
	(13) 農地防災ダム管理事業	24

4	農地・農業用施設の災害復旧対策	2 5
(1)	道営災害復旧事業	2 5
(2)	団体営災害復旧事業	2 6
5	所得と雇用機会の確保	2 7
(1)	中山間地域所得確保推進事業	2 7
6	安全で快適な生活環境の整備	2 8
(1)	農業集落排水事業	2 8

# I 農村整備課所管事業の概要

## 1 農業生産基盤の整備の推進

### (1) 中山間地域の生産基盤の整備

人口減少・高齢化が進行するなか、農村地域においても農業就業者の減少・高齢化が課題となっており、特に、農業の生産条件等が不利な中山間地域ではそれらが一層進行している状況にあります。

このような状況を受けて、中山間地域における生産性の向上、農業者の所得確保、生産基盤の維持等を図るためには、地域の特色を活かした営農を確立し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要です。

このため、中山間地域の農地や農業水利施設、農道等の生産基盤の整備とともに、農村振興施設等の総合的な整備を通じて、高収益作物の導入拡大や農産物の高付加価値化等による農業者の所得確保、インバウンド需要の取り込み等の地域の特色ある農業の展開を基軸とした地域の活性化を図っています。

### (2) 農道の整備

農地や農業用施設など他の生産基盤につながる農道を整備することは、農作業の効率化や農産物の安定的な生産・供給に効果的であるため、農地整備事業による他の生産基盤との一体的な整備を進めています。

また、農道は、農村の交通アクセスの向上や都市住民との交流促進など農村環境の改善にも寄与しています。

なお、これまでに整備した農道が、順次、更新時期を迎えることから、適切な点検診断に基づき長寿命化を図る保全対策や安全性の向上などの対策も進めています。

### (3) 農地・農業用施設の防災・減災対策

本道の農地は、泥炭土や火山性土等の特殊土壌が多く、地盤沈下や土壌侵食等による農地や農業用施設の機能低下が生じやすく、さらには、近年の気象状況の変化等による集中豪雨や、大規模地震等による自然災害の発生が危惧されることから、農地等を保全し、災害を未然に防止するため、農地や農業用施設の機能回復や防災対策工事を進めるとともに、地すべり防止施設などの防災施設を整備しています。

また、沿岸地域にある農地等を海岸侵食等から防護するための施設を整備するとともに、防護・環境・利用の調和のとれた海岸の保全対策を進めています。

さらに、東日本大震災以降は、ため池の耐震点検やハザードマップ作成の支援、海岸保全施設の設計津波水位の検討を進めています。

地すべり防止施設や農地海岸保全施設などの防災施設は、農地や農業用施設を守るばかりでなく、国土を保全するための重要な施設として、適切な維持管理を行っています。

### (4) 農地・農業用施設の災害復旧対策

農地や農業用施設が自然災害により被害を受けた場合には、早期営農再開や営農活動に支障を来さないよう国の補助制度を活用し、速やかな復旧工事を進めることにより、農業経営の維持・安定を図っています。

さらに、災害が発生した場合に迅速かつ的確な災害復旧を行うため、農村防災・災害ネットワークを構築し、農村防災・災害ボランティアによる支援活動を強化する取組を進めています。

## 2 快適で安心して暮らせる生活の場づくり

### (1) 所得と雇用機会の確保

中山間地域の農業は、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮の面で重要な役割を担っており、また、豊かな風土を活かしてブランド化など、経営者の意欲によって、今後の農業経営に大きな希望が持てる地域である。一方で、中山間地域は、自然的・経済的・社会的条件が不利な上に、高齢化や人口減少が進展しています。

このような中、次世代を担う担い手を支援するとともに生産基盤の継承・強化、国際競争力の強化等を支援し、中山間地域を農業を維持することが必要です。

このため、意欲ある中山間地域の農業者等の所得確保と地域活性化の取組による雇用の確保を推進し、収益性の高い農産物等の生産・販売等の取組を支援しています。

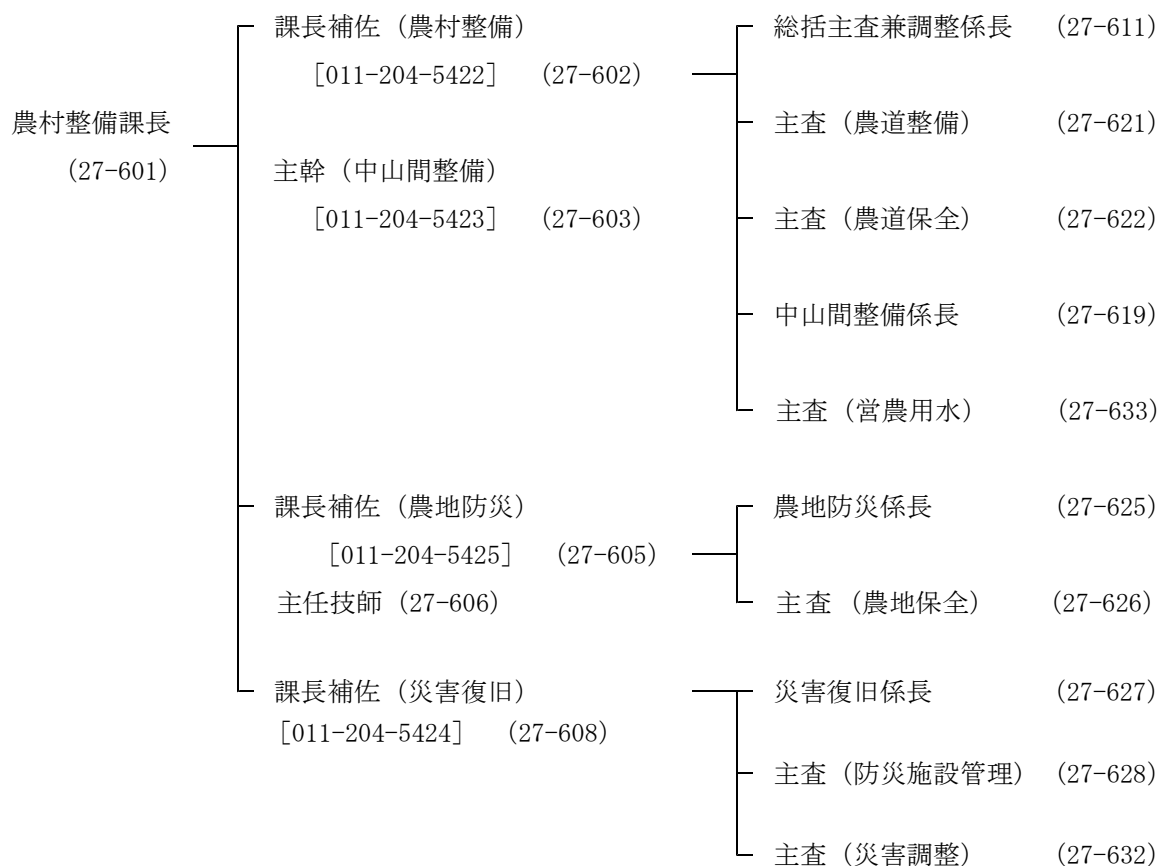
### (2) 安全で快適な生活環境の整備

農村地域では、都市部に比べて生活排水処理施設の整備が遅れていたため、農業用排水の水質悪化や農作物の生育障害、悪臭の発生など農業生産環境や農村生活環境の両面に支障を及ぼすとともに、河川など公共用水域の水質汚濁の要因にもなっていました。

このため、農業用排水施設の水質保全と農村生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などを処理する施設の整備を進めるとともに、これまで整備してきた施設の老朽化が見込まれることから、施設の機能維持・向上についての対策も進めています。

## II 農村整備課の組織体制及び事務分掌

### 1 組織体制 (R5. 6. 1)



### 2 各係の事務分掌

○調整係

- 1 課内の連絡調整に関する事
- 2 課内の管理に関する事
- 3 課の広報・広聴に関する事
- 4 道議会事務の連絡調整に関する事
- 5 各種団体の陳情・要請に関する事
- 6 予算の編成、調整及び決算に関する事
- 7 職員の給与及び服務に関する事
- 8 職員の福利厚生に関する事
- 9 物品の取得、管理及び処分に関する事
- 10 定期監査、会計検査に関する事
- 11 文書の管理に関する事
- 12 行政情報ネットワークに関する事
- 13 会計年度任用職員の任用等に関する事
- 14 他に属しない庶務関係事務に関する事

- 15 課の企画調整に関すること
- 16 政策評価に関すること
- 17 農道整備事業に関すること
- 18 農道離着陸場に関すること
- 19 農道整備特別対策事業に関すること

○中山間整備係

- 1 中山間地域農業農村総合整備事業に関すること
- 2 農業集落排水事業の実施に関すること
- 3 農村整備事業（営農飲雑用水施設整備・地域資源利活用施設整備・集落防災安全施設整備）に関すること
- 4 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備事業）の実施に関すること
- 5 中山間地域所得確保推進事業に関すること
- 6 特定農山村法に関すること
- 7 完了事業のフォローアップに関すること  
（農村振興総合整備事業、農村総合整備事業、農地開発事業、水田転換特別対策事業、田園空間整備事業、田園地域マルチメディアモデル整備事業、バイオマス利活用フロンティア推進事業（ハード）、低炭素むらづくり支援事業、中山間地域所得向上支援事業等）

○農地防災係

- 1 農地防災事業に関すること
- 2 農業水路等長寿命化・防災減災事業に関すること
- 3 土地改良施設突発事故復旧事業の予算に関すること
- 4 農地海岸事業に関すること
- 5 ため池等の防災・減災の推進及びインフラ長寿命化計画に関すること
- 6 農業農村整備総合技術検討会「重要構造物部会」に関すること
- 7 地域づくり総合交付金（小規模土地改良）に関すること

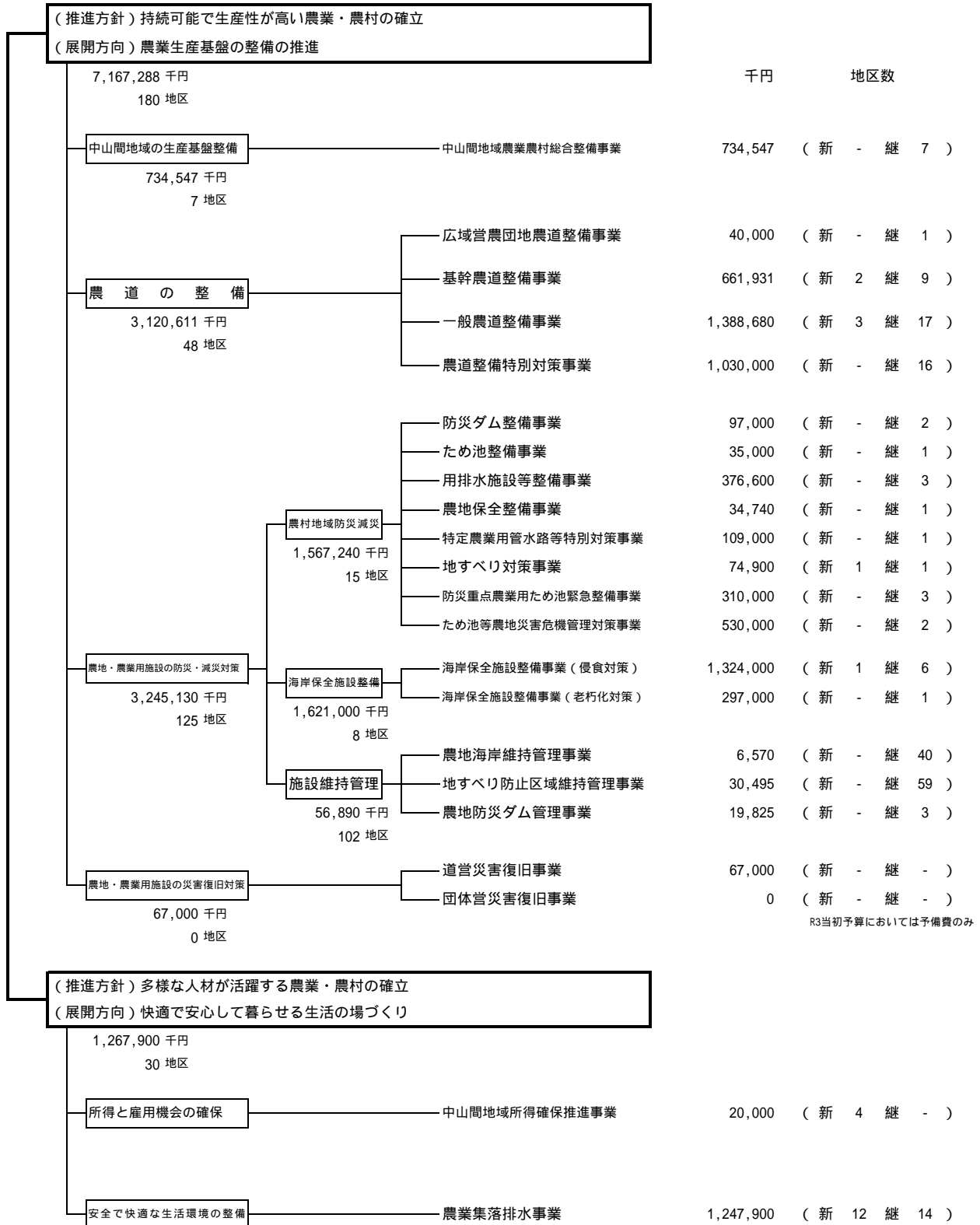
○災害復旧係

- 1 農地・農業用施設災害復旧事業（関連事業、道費要望及び国費要望を含む）に関する  
こと
- 2 農地・農業用施設災害復旧事業に係る事務に関すること
- 3 農地防災施設のインフラ長寿命化計画に関すること
- 4 防災ダム・地すべり防止区域・海岸保全区域の管理に関すること
- 5 海岸漂着物回収・処理事業の調整及び実施指導に関すること
- 6 災害対策・危機管理強化に関すること
- 7 農村防災・災害連絡協議会の活動に関すること

# 令和3年度 農村整備課の予算概要

【 農村整備課所管事業 8,435,188 千円 210 地区 】 注)金額は当初予算事業費ベース

「第6期北海道農業・農村振興推進計画」の施策体系での位置付け(再掲を除く)





# IV 主要事業の概要

## 1 中山間地域の生産基盤整備

### (1) 中山間地域農業農村総合整備事業

【担当：中山間整備係】

目 的	中山間地域の農地や農業水利施設、農道等の生産基盤の整備とともに、生産・販売施設等の総合的な整備を通じて、高収益作物の導入拡大や農産物の高付加価値化等による農業者の所得確保等を図る。					
事業内容	<p>1 農業生産基盤整備事業</p> <p>(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) ほ場整備事業 (4) 農用地開発事業 (5) 農地防災事業 (6) 客土事業 (7) 暗渠排水事業 (8) 農用地の改良又は保全事業 (9) 土地基盤の再編・整序化事業</p> <p>2 農村振興環境整備事業</p> <p>(1) 農業集落道整備事業 (2) 営農飲雑用水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 用地整備事業 (5) 生産・販売・交流・農泊等施設整備事業 (6) 情報基盤施設整備事業 (7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業 (8) 交換分合事業</p>					
採 択 要 件	<p>1 法指定要件</p> <p>次に掲げる5法のいずれかの指定を受けているか、又はそれらに準ずる地域で地方農政局長等が特に必要と認めること</p> <p>① 過疎地域自立促進特別措置法 ② 山村振興法 ③ 離島振興法 ④ 半島振興法 ⑤ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 ⑥ 棚田振興法</p> <p>2 地域要件</p> <p>農業生産基盤整備事業を実施する地域にあつては林野率が50パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50パーセント以上を占める地域</p> <p>3 事業内容要件</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業の(1)～(8)までに掲げる事業のうち2以上の事業を行うものであつて、その事業の受益面積の合計が、おおむね10ha以上であること。なお、(9)に掲げる事業を実施するにあつては、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 事業計画区域の農地面積に対して、総合整備事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、おおむね7割程度は確保できる見通しのあること</p> <p>イ 事業計画区域は、生産区域において別に定める要件を満たす地域であること</p> <p>(2) 農業の生産条件及び農村振興環境の整備の水準を勘案し、事業の種類が特定の事業のみに偏重することなく適切に組み合わされており、これらの事業を総合的に実施することが適当と認められること。</p>					
負 担 割 合	<p>○ 農業生産基盤整備事業 国 55% 道 32% その他 13%</p> <p>○ 農村振興環境整備事業 国 55% 道 22.5% その他 22.5%</p>					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	7 (新：－ 継：7)	734,547	734,547	404,000	215,200	115,347

## 2 農道の整備

### (1) 広域営農団地農道整備事業

【担当：主査（農道整備）】

目 的	広域営農団地計画に基づき、営農団地内の基幹となる農道の整備を行い、農業生産の近代化及び農産物等の流通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資する。					
事業内容	広域農道 広域営農団地における農道網の基幹となる農道の新設、改良					
採択要件	<p>○受益面積：おおむね1,000ha以上（離島、振興山村、過疎地域、半島地域、急傾斜地帯にあっては、おおむね300ha以上）</p> <p>○総事業費：20億円以上</p> <p>○車道幅員：おおむね5 m以上（離島、振興山村、過疎地域、半島地域、急傾斜地帯にあっては、おおむね4 m以上）</p> <p>※ 平成22年度以降は、新規地区の採択を行っていない。</p>					
負担割合	<p>国 55% 道 22.5% その他 22.5%</p> <p>ただし、農業振興地域以外の地域で一部施行しかつ農業交通が8割未満のもの（寒冷地域内で施行し延長10 km以上のものを除く）については、国 50% 道 25% その他 25%</p> <p>※寒冷地域とは、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づくものをいう。</p>					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	1 (新:一 継:1)	40,000	40,000	22,000	9,000	9,000

## (2) 基幹農道整備事業

【担当：主査（農道整備）、主査（農道保全）】

目 的	農道網の基幹となる農道の整備を行い、農業の近代化又は農業生産物等の流通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資する。				
事業内容	<p>通作条件整備</p> <p>地域における農業振興のために必要であって、他の農業基盤と一体となって農地の通作条件の整備を図るものについて実施する。</p> <p>ア 一般型 農道網の基幹となる農道の整備</p> <p>イ 保全対策型 既設農道についての点検診断、保全対策及び緊急対策</p>				
採択要件	<p>ア 一般型</p> <p>○受益面積：おおむね50ha (振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域においてはおおむね30ha) 以上</p> <p>○総事業費：1億円以上</p> <p>○車道幅員：おおむね4m以上 (離島、振興山村、半島振興対策実施地域においてはおおむね3m以上)</p> <p>○自動車交通量のうち農業に係るものが過半を占めること</p> <p>イ 保全対策型</p> <p>○対象路線：農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線・ふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線</p> <p>○受益面積：50ha以上 (振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域においてはおおむね30ha以上)</p> <p>○総事業費：30百万円以上</p> <p>※ 本事業（保全対策型を除く）の実施にあたっては、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業を取りまとめた通作条件整備計画を作成すること。 保全対策型の実施にあたっては、個別施設毎の具体的な対策方針を定めた「個別対策計画」が作成されていること</p>				
負担割合	国 55% 道 22.5% その他 22.5%				
事業主体	北海道				
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)				
	地区数	事業費	道予算額		
			国費	道費	地元
	11 (新:2 継:9)	661,931	364,062	148,935	148,934

## (3) 一般農道整備事業

【担当：主査（農道整備）、主査（農道保全）】

目 的	農道網の整備を行い、農業の近代化又は農業生産物等の流通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資する。
事業内容	<p>通作条件整備  地域における農業振興のために必要であって、他の農業基盤と一体となって農地の通作条件の整備を図るものについて実施する。</p> <p>ア 一般型  幹線から末端耕作道までの農道網の整備</p> <p>イ 樹園地等型  樹園地、野菜指定産地における畑地、田畑転換を行う水田地帯、酪農及び肉用牛生産の振興認定を受けた市町村内の農道の整備</p> <p>ウ 農業集落間型  農業の生産条件が不利な地域における農業集落を結ぶ農道の整備</p> <p>エ 保全対策型  既設農道についての点検診断、保全対策及び緊急対策</p>
採 択 要 件	<p>ア 一般型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○受益面積：おおむね50ha以上  (振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域においてはおおむね30ha以上)</li> <li>○総事業費：5千万円以上</li> <li>○全幅員：おおむね4.5m以上  (特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域半島振興対策実施地域急傾斜地帯においてはおおむね4m以上)</li> </ul> <p>イ 樹園地等型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○受益面積がア一般型に適合し、かつ次に掲げるもののうち農道網の整備に必要なもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総事業費が5千万円以上であり、全幅員がおおむね4.5m（特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯においては4m）以上の幹線農道</li> <li>・ 全幅員がおおむね3m以上である支線農道</li> <li>・ 全幅員がおおむね2m以上である末端耕作道</li> <li>・ 総延長がおおむね500m以上である軌道等運搬施設（野菜指定産地における畑地域、田畑転換を行う水田地帯において行うものを除く）</li> </ul> </li> </ul> <p>ウ 農業集落間型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○受益面積：おおむね30ha以上</li> <li>○総事業費：5千万円以上</li> <li>○車道幅員：おおむね4m以上</li> </ul> <p>エ 保全対策型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象路線：農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線・ふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき農道として造成された路線</li> <li>○受益面積：50ha以上  (振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域においてはおおむね30ha以上)</li> <li>○総事業費：30百万円以上</li> </ul> <p>※ 本事業（保全対策型を除く）を実施するにあたっては、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業を取りまとめた通作条件整備計画を作成すること。保全対策型の実施にあたっては、個別施設毎の具体的な対策方針を定めた「個別対策計画」が作成されていること</p>

<b>負担割合</b>  <b>事業主体</b>	国 55% 道 22.5% その他 22.5% (一般農道整備の農業集落間型においては国 50%、道 25%、その他 25%)  北海道					
<b>令和3年度 予算額等</b>	(単位：地区、千円)					
地区数		事業費	道予算額			
			国費	道費	地元	
20 (新:3 継:17)	1,388,680	1,388,680	763,774	312,453	312,453	

## (4) 農道整備特別対策事業

【担当：主査（農道保全）】

目 的	農産物の流通及び農村生活の利便性の向上に大きな役割を果たす農道を整備することによって農村地域の活性化を図り、もって全道各地域の均衡ある発展を図る。					
事業内容	地域活性化事業を活用して道路本体施設及び道路附属施設の新設、改良、舗装等の整備を行う。 地方債を財源としており、他の農道整備事業等と比べ手続きが簡易である。					
採 択 要 件	○受益面積：おおむね 50ha(30ha) 以上 ○延 長：おおむね 1,000m(800m) 以上 ○全 幅 員：おおむね 4.5m(4.0m) 以上 注：（ ）書きは、離島・山村・過疎・半島の4法指定地域					
負 担 割 合	○道 50% その他 50%					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地 区 数	事 業 費	道 予 算 額	国 費	道 費	地 元
	16 (新:- 継:16)	1,030,000	1,030,000	—	515,000	515,000

### 3 農地・農業用施設の防災・減災対策

#### (1) 農村地域防災減災事業（防災ダム整備事業）

【担当：主査（農地保全）】

目 的	農業経営の安定と国土の保全を図るため、洪水による農地・農業用施設などの被害を未然に防止するための洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の新設または改修及び関連整備を行う。					
事業内容	防災ダム整備事業 洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の新設または改修及び関連整備。					
採 択 要 件	○ 防災受益面積がおおむね100ha以上のもの。 ただし、台風常襲地帯、豪雪地帯又は振興山村の場合、以下の要件のすべてに該当する地域において行うものの防災受益面積はおおむね70ha以上。 1. 当該事業の計画年度の前年度からおおむね過去10か年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき定められた地域で、洪水により農地、農作物又は農業用施設に被害が発生した地域。 2. 将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること。					
負担割合	国 55% 道 39% その他 6%					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道 予 算 額			
			国 費	道 費	地 元	
	2 (新:— 継:2)	97,000	53,350	37,830	5,820	97,000

(2) 農村地域防災減災事業（ため池整備事業）

【担当：主査（農地保全）】

目的	施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の補修、改修等を行い、農村地域の防災力・減災力の向上を図る。																		
事業内容	<p>ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）</p> <p>耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能発揮のための整備。</p>																		
採択要件	<p>○大規模事業：・防災受益面積がおおむね70ha以上、かつ、受益面積がおおむね40ha以上 ・防災受益面積がおおむね7ha以上、かつ、受益面積がおおむね2ha以上であって想定被害額（農外）が3億円以上のもの</p> <p>○小規模事業：・防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上であって、かつ、受益面積がおおむね2ha以上のもの ・総事業費がおおむね800万円以上のもの</p>																		
負担割合	<p>○大規模事業：国 55% 道 34% その他 11%</p> <p>○小規模事業：国 50% (55%) 道 34% (34%) その他 16% (11%)</p> <p>※（ ）内は中山間地域</p>																		
事業内容	<p>ため池総合整備工事（一般整備型）</p> <p>築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事</p>																		
採択要件	<p>○大規模事業：・受益面積がおおむね100ha（中山間地域にあつては70ha以上）のもの ・総事業費がおおむね8,000万円以上（中山間地域にあつては3,000万円以上）のもの</p> <p>○小規模事業：・受益面積がおおむね2ha以上のもの ・総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの</p>																		
負担割合	<p>大規模：国 55% 道 28% その他 17%</p> <p>小規模（40ha以上）：国 50% (55%) 道 33% (33%) その他 17% (12%)</p> <p>”（40ha未満）：国 50% (55%) 道 29% (29%) その他 21% (16%)</p> <p>※（ ）内は中山間地域</p>																		
事業内容	<p>ため池総合整備工事（長寿命化型）</p> <p>施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事。</p>																		
採択要件	<p>施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積がおおむね2ha以上のもの</p>																		
負担割合	<p>国 50% (55%) 道 29% (29%) その他 21% (16%)</p> <p>※（ ）内は中山間地域</p>																		
事業主体	<p>北海道</p>																		
令和3年度 予算額等	<p style="text-align: right;">(単位：地区、千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区数</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="3">道予算額</th> </tr> <tr> <th>国費</th> <th>道費</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 (新:一 継:1)</td> <td style="text-align: center;">35,000</td> <td style="text-align: center;">35,000</td> <td style="text-align: center;">19,250</td> <td style="text-align: center;">11,550</td> <td style="text-align: center;">4,200</td> </tr> </tbody> </table>					地区数	事業費	道予算額			国費	道費	地元	1 (新:一 継:1)	35,000	35,000	19,250	11,550	4,200
地区数	事業費	道予算額																	
		国費	道費	地元															
1 (新:一 継:1)	35,000	35,000	19,250	11,550	4,200														



## (3) 農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業）

【担当：農地防災係】

目 的	用排水施設の整備、傾斜地の土砂崩壊防止、農地や農業用施設などの災害を未然に防止する。					
事業内容	用排水施設等整備事業 (1) 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備 (2) 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の整備					
採択要件	○ 大規模事業：受益面積がおおむね400ha(200ha)以上のもの 総事業費がおおむね8,000万円(3,000万円)以上のもの ○ 小規模事業：受益面積がおおむね20ha(10ha)以上のもの 総事業費がおおむね800万円以上のもの ○ 土砂崩壊防止：受益面積がおおむね5ha以上のもの 総事業費がおおむね800万円以上のもの					
負担割合	○ 大規模事業：国 55% 道 28% その他 17% ○ 小規模事業：国 50% 道 33% その他 17% 国 (55%) 道 (29%) その他 (16%) ○ 土砂崩壊防止：国 50% 道 29% その他 21% 国 (55%) 道 (29%) その他 (16%) ※ ( )内は中山間地域					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	3 (新:— 継:3)	376,600	376,600	207,130	118,414	51,056

## (4) 農村地域防災減災事業（農地保全整備事業）

【担当：主査（農地保全）】

目 的	農地・農業用施設の災害を未然に防止し、農地の土壌侵食や崩落防止のための排水路等の整備、農地及び用排水路等の機能回復工事などを行い、農業経営の安定を図る。				
事業内容	<p>1 本工事 急傾斜地帯若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壌地帯における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修又は風食若しくは風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備</p> <p>2 排除工事 特殊土壌又はさんご、石れき等の排除</p> <p>3 農地機能保全対策工事 地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下若しくは火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため、必要な農用地若しくは農業用排水施設等の機能回復又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等災害の未然防止を図るための農業用排水施設、土留工その他の施設の新設若しくは改修、農業用道路の改修、暗きょ排水若しくは整地</p>				
採 択 要 件	<p>1 本 工 事 : 受益面積がおおむね50ha (畑地等にあつてはおおむね20ha) 以上</p> <p>2 排 除 工 事 : 受益面積がおおむね10ha以上</p> <p>3 農地機能保全対策工事: 受益面積がおおむね20ha以上</p>				
負 担 割 合	<p>1 本 工 事 : 国 50% 道 33% その他 17%</p> <p>2 排 除 工 事 : 国 50% 道 31% その他 19%</p> <p>3 農地機能保全対策工事: 国 50% 道 36% その他 14%</p>				
事業主体	北海道				
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)				
	地 区 数	事 業 費	道 予 算 額		
			国 費	道 費	地 元
	1 (新: - 継: 1)	34,740	17,370	12,507	4,863

## (5) 農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業）

【担当：農地防災係】

目 的	老朽化等に伴う石綿を含有する製品の破損等により、将来的に農業者等の健康を害するおそれ が懸念されることから、石綿を含有する製品の利用実態調査、点検、診断等を緊急的に実施する とともに、必要な対策を講ずることにより、石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安 定及び農業の維持を図る。					
事業内容	1 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 2 1の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 3 石綿等が使用されている土地改良施設において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行 う当該土地改良施設の変更					
採択要件	○ 受益面積がおおむね20ha以上であり、かつ変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石 綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上のもの					
負担割合	国 50% (55%) 道 35% (35%) その他 15% (10%) ※ ( )内は中山間地域					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額			
			国費	道費	地元	
	1 (新:一 継:1)	109,000	59,950	38,150	10,900	

## (6) 農村地域防災減災事業（地すべり対策事業）

【担当：主査（農地保全）】

目 的	「地すべり等防止法」に基づき、地すべり防止指定地域内において事業を実施することにより、地すべりから農地・農業用施設等を守り、農業生産基盤を維持するとともに、人家の破壊、埋設等から人命、家屋等を保護し、民生の安定を図る。					
事業内容	地すべり活動を防止またはその原因を除去するための施設の整備 (対象工種) 承水路、排水路等の地表水排除工、水抜きボーリング、排水暗渠等の地下水排除工、床止工、護岸工、堰堤工等の抑制工、杭打工、擁壁工等の抑止工					
採択要件	総事業費が7,000万円以上のもの					
負担割合	国 50% 道 50%					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	2 (新:1 継:1)	74,900	74,900	37,450	37,450	—

## (7) 農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）

【担当：主査（農地保全）】

目 的	「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）に基づき、防災重点農業用ため池の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、集中的かつ計画的にため池の改修等を行い、農村地域の防災力・減災力の向上を図る。					
事業内容	ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型） 耐震性の向上のための防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な防災重点農業用ため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備					
採択要件	防災重点農業用ため池 ○大規模事業 ・防災受益面積がおおむね70ha以上、かつ、受益面積がおおむね40ha以上 ・防災受益面積がおおむね7ha以上、かつ、受益面積がおおむね2ha以上であって想定被害額（農外）が3億円以上のもの ○小規模事業 ・防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上であって、かつ、受益面積がおおむね2ha以上のもの					
負担割合	・総事業費がおおむね4,000万円以上のもの  国 50% (55%) 道 34% (34%) その他 16% (11%) ※（ ）内は大規模事業及び中山間地域					
事業内容	ため池総合整備工事（一般整備型） 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設若しくは変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備若しくは管理施設の整備又は水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えている防災重点農業用ため池の水質を改善するために必要な工事					
採択要件	防災重点農業用ため池 ○大規模事業 ・受益面積がおおむね100ha以上（中山間地域にあつてはおおむね70ha以上）のもの ・総事業費がおおむね8,000万円以上（中山間地域にあつてはおおむね4,000万円以上）のもの ○小規模事業 ・受益面積がおおむね2ha以上のもの ・総事業費の合計がおおむね4,000万円以上のもの					
負担割合	国 50% (55%) 道 34% (34%) その他 16% (11%) ※（ ）内は大規模事業及び中山間地域					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	3 (新:一 継:3)	310,000	310,000	170,500	109,300	30,200

## (8) 農地防災事業(ため池等農地災害危機管理対策事業)

【担当：農地防災係】

目的	災害発生のおそれがあるため池、農業用排水施設及び農用地の保全上必要な施設その他の農業用施設及び農用地について、その防災・減災又は当該農業施設等の被災による被害の程度が大きいと想定される地域について、一体的な防災・減災を図る。					
事業内容	1 農業施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステム 2 農業施設等の危機管理機能を向上させるための施設の整備 (対象工種) 雨量計、水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ、ゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置、防水対策施設等					
採択要件	被害想定面積の合計がおおむね10ha以上(中山間地域又は地震対策上緊急性の高い地域にあつてはおおむね5ha以上)である地域の一体的な防災・減災を目的とした、当該農業施設等についての農地災害危機管理対策計画を事業実施主体が策定していること					
負担割合	国 50% 道 29% その他 21%					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	2 (新:- 継:2)	530,000	530,000	265,000	153,700	111,300

## (9) 海岸保全施設整備事業（侵食対策）

【担当：農地防災係】

目 的	波浪による海岸の侵食等の被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設、改良を行う。					
事業内容	○ 侵食対策事業 侵食による被害が発生するおそれがある地域における護岸、離岸堤、突堤等の海岸保全施設の新設または改良 (対象工種) 堤防、護岸、胸壁、突堤、離岸堤、人工リーフ、消波工、根固工、水門、樋門、排水施設、内堤工、その他					
採 択 要 件	海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 侵食等の被害が発生する恐れの大なる海岸であり、1km当たりの防護面積が5ha以上又は防護人口が50人以上を基準とする。 (2) 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙11の第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (3) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が5,000万円以上であること。					
負担割合	国 55% 道 45%					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地 区 数	事 業 費	道 予 算 額	国 費	道 費	地 元
	7 (新:1 継:6)	1,324,000	1,324,000	728,200	595,800	—

(10) 海岸保全施設整備事業（海岸堤防等老朽化対策）

【担当：農地防災係】

<p>目 的</p>	<p>海岸堤防等海岸保全施設の中には築造後相当な年月が経過しているものが多く、部材の経年変化、波力等の影響による損傷や機能低下が進行しているとともに、地球温暖化の影響等による高潮被害の増加や海岸侵食の進行、破堤による被害等の発生が懸念され、これらへの対応が喫緊の課題となっている。このため、以下の対策を講じることにより、予防保全型の維持管理を導入し、必要な防護機能を確保し、施設の長寿命化を図りつつ、海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進することを通じて、海岸保全施設の機能の強化又は回復を図り、もって人命や資産を防護するとともに、維持管理・更新に係るトータルコストを縮減し、費用を平準化する。</p> <p>老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 海岸保全施設の老朽化調査</li> <li>② ①の調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定</li> <li>③ ②の老朽化対策計画に基づいて実施する老朽化対策工事</li> </ul>															
<p>事業内容</p> <p>採 択 要 件</p> <p>負 担 割 合</p> <p>事 業 主 体</p>	<p>○ 海岸堤防等老朽化対策事業 必要な防護機能を確保し、施設の長寿命化を図る。 (対象工種) 堤防、護岸、胸壁、その他</p> <p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。ただし、海岸保全施設の新設又は平成30年度までに事業に着手する場合については、長寿命化計画の策定を条件としない。</li> <li>② 老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であってその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。</li> <li>③ 海岸法第2条の3第1項の海岸保全基本計画等に基づき、事業実施内容を記載した農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2-2の第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること。</li> <li>④ 事業計画に位置付ける総事業費が5,000万円以上であること。</li> </ul> <p>国 55% 道 45%</p> <p>北海道</p>															
<p>令和3年度 予 算 額 等</p>	<p style="text-align: right;">(単位：地区、千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地 区 数</th> <th rowspan="2">事 業 費</th> <th rowspan="2">道 予 算 額</th> <th colspan="3">予 算 額</th> </tr> <tr> <th>国 費</th> <th>道 費</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 (新:— 継:1)</td> <td style="text-align: center;">297,000</td> <td style="text-align: center;">297,000</td> <td style="text-align: center;">163,350</td> <td style="text-align: center;">133,650</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	地 区 数	事 業 費	道 予 算 額	予 算 額			国 費	道 費	地 元	1 (新:— 継:1)	297,000	297,000	163,350	133,650	—
地 区 数	事 業 費				道 予 算 額	予 算 額										
		国 費	道 費	地 元												
1 (新:— 継:1)	297,000	297,000	163,350	133,650	—											



## (11) 農地海岸維持管理事業

【担当：主査（防災施設管理）】

目 的	海岸法（昭和31年法律第101号）第5条の規定により、知事が管理する海岸保全区域（農政部所管のものに限る。）の適正な管理を行う。																				
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域の巡視           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 区域の利用状況</li> <li>(2) 区域の土地の形状</li> <li>(3) 区域の環境状況</li> <li>(4) 海岸保全施設及び海岸保全施設に附帯する施設の損傷状況</li> </ol> </li> <li>2 海岸線及び施設の調査事業           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 海岸線の前進、後退</li> <li>(2) 施設の亀裂、沈下等の変状</li> <li>(3) 水門・陸閘等の海岸保全附帯施設の機能低下</li> </ol> </li> <li>3 海岸保全附帯施設の点検整備及び緊急時の対応           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 海岸保全施設に附帯する水門、陸閘等の機械器具等の設備の点検整備</li> <li>(2) 津波・高潮などの緊急時の対応</li> </ol> </li> <li>4 区域測量           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 区域変更に必要な測量</li> <li>(2) 区域の境界杭の復元のために必要な測量</li> <li>(3) 区域内の国有財産の境界杭の復元のために必要な測量</li> </ol> </li> <li>5 施設補修           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の機能回復のために行う補修工事</li> <li>(2) 施設の機能低下の原因を除去する清掃・土砂排除</li> <li>(3) その他施設機能の維持のために行う一切の行為</li> </ol> </li> <li>6 緊急調査 地震、風浪、その他異常な自然現象が発生した場合行う調査</li> </ol>																				
事業主体	北海道																				
補助率等	道費単独																				
令和3年度 予算額等	<p style="text-align: right;">(単位：地区、千円)</p> <table border="1" data-bbox="363 1346 1382 1505"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区数</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">道予算額</th> <th colspan="3">道予算額</th> </tr> <tr> <th>国費</th> <th>道費</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40 (新:— 継:40)</td> <td>6,570</td> <td>6,570</td> <td>—</td> <td>6,570</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						地区数	事業費	道予算額	道予算額			国費	道費	地元	40 (新:— 継:40)	6,570	6,570	—	6,570	—
地区数	事業費	道予算額	道予算額																		
			国費	道費	地元																
40 (新:— 継:40)	6,570	6,570	—	6,570	—																

## (12) 地すべり防止区域維持管理事業

【担当：主査（防災施設管理）】

目 的	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第7条の規定により、知事が管理する地すべり防止区域（農政部所管のものに限る。）の適正な管理を行う。					
事業内容	1 地元関係者との連絡体制の整備と情報の収集 2 区域内の調査 (1) 調査事業 地すべり防止区域内の滑動及び地すべり防止施設の状況調査 (2) 測量事業 地すべり防止区域及び国有財産の復元のための測量 (3) 補修事業 機能低下が認められる地すべり防止施設の補修 3 緊急時の対策					
事業主体	北海道					
補助率等	道費単独					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	59 (新:— 継:59)	30,495	30,495	—	30,495	—

## (13) 農地防災ダム管理事業

【担当：主査（防災施設管理）】

目 的	道営農地防災ダム事業で完成したダムについて、一定期間、道が安全かつ適正に管理を行う。					
事業内容	1 ダムの観測データの整理及び監視等 2 洪水警戒時及び洪水時における警戒監視並びに関係機関に対する通報等 3 自家発電機及び観測機器の保守点検等 4 堤体及びこれに附帯する施設の維持補修等 5 池敷の流木除去及び堤体周辺の除草等 6 ダム管理棟及び堤体天端の除雪等 7 ダム管理主任技術者の研修等					
事業主体	北海道					
補助率等	道費単独					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	3 (新:－ 継:3)	19,825	19,825	－	19,825	－

## 4 農地・農業用施設の災害復旧対策

### (1) 道営災害復旧事業

【担当：災害復旧係】

目的	暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、その他の異常な天然現象によって損害を被った農地、農業用施設、農村振興局所管区域の海岸及び農林水産大臣が指定した地すべり防止区域内の地すべり防止施設を原形に復旧する。					
事業内容 (主なもの)	1 農地の災害復旧（以下『農地』） 2 農業用施設の災害復旧（以下『農業用施設』） 3 海岸保全区域内の海岸保全施設及び地すべり防止区域内の地すべり防止施設に係る災害復旧（以下『海岸・地すべり』）					
採択要件	1 農地 1 箇所の事業費が40万円以上のもの、かつ、被害が甚大で広範囲に被災し、復旧に当たって高度な技術や調整を要するもの 2 農業用施設 1 箇所の事業費が40万円以上のもの、かつ、地域に対する影響が大きく、復旧に当たって高度な技術や調整を要するもの 3 海岸・地すべり 1 箇所の工事費が120万円以上のもの					
負担割合	1 農地 国50% その他50%（国の負担割合については暫定法及び激甚法による嵩上あり） 2 農業用施設 国65% その他35%（国の負担割合については暫定法及び激甚法による嵩上あり） 3 海岸・地すべり 国80% その他20%（国の負担割合については激甚災害、連年災害の嵩上あり）					
事業主体	北海道					
災害調査費	上記に係る計画概要書作成のための調査設計費					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額			
			国費	道費	地元	
	0 (新: - 継: -)	0	0	0	0	0
	災害発生時の 応急対応分とし ての予備費	60,000	60,000	57,000	1,500	1,500
	災害調査費	7,000	7,000	—	7,000	—
	計	67,000	67,000	57,000	8,500	1,500

## (2) 団体営災害復旧事業

【担当：災害復旧係】

目 的	暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、その他の異常な天然現象によって損害を被った農地、農業用施設を原形に復旧する。				
事業内容	1 農地の災害復旧（以下『農地』） 2 農業用施設の災害復旧（以下『農業用施設』）				
採択要件	1 農地 1箇所が事業費が40万円以上のもの  2 農業用施設 1箇所が事業費が40万円以上のもの				
負担割合	1 農地 国50% その他50%（国の負担割合については暫定法及び激甚法による嵩上あり） 2 農業用施設 国65% その他35%（国の負担割合については暫定法及び激甚法による嵩上あり）				
事業主体	市町村・土地改良区等				
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)				
	地区数	事業費	道予算額		
			国費	道費	地元
	— (新:— 継:—)	—	—	—	X
	※ 令和3年度当初予算においては予備費のみ（災害発生時、別途予算計上） ※ 事業費は、道予算額に事業主体で計上する予算額を加算したもの				

## 5 所得と雇用機会の確保

### (1) 中山間地域所得確保推進事業

【担当：中山間整備係】

目 的	中山間地域において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援する。																			
事業内容	<p>1 所得確保推進事業（定額）</p> <p>(1) 国内市場、海外市場に関するマーケット調査</p> <p>(2) 消費者に対する消費動向調査</p> <p>(3) 農産物生産・加工、流通、販売に関する現状の調査、分析</p> <p>(4) 高収益作物導入などの生産から販売までの戦略検討</p> <p>(5) 所得確保計画の策定</p> <p>(6) 計画の実践（計画初年度の取組）</p>																			
対象地域等	<p>(1) 対象地域は次のアからケまでの地域のうち、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定した地域</p> <p>ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律</p> <p>イ 山村振興法 ウ 過疎地域自立促進特別措置法 エ 半島振興法 オ 離島振興法</p> <p>カ 豪雪地帯対策特別措置法 キ 棚田地域振興法 ク 旧急傾斜地帯対策特別措置法</p> <p>ケ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」における中間農業地域又は山間農業地域</p> <p>(2) 計画区域内の農用地全体に占める主傾斜1/100以上の農用地の面積割合が概ね5%以上</p>																			
事業実施主体	<p>市町村、地域協議会（構成員として市町村を含み、次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体）、農業者団体等（次に掲げる事項を定めた規約等を有する団体）</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲</p> <p>(3) 意思決定方法</p> <p>(4) 解散した場合の地位継承者</p> <p>(5) 事務処理及び会計処理の方法</p> <p>(6) 会計監査及び事務監査の方法</p> <p>(7) その他運営に関して必要な事項</p>																			
令和3年度 予算額等	<p style="text-align: right;">(単位：地区、千円)</p> <table border="1" data-bbox="370 1729 1385 1908"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区数</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">道予算額</th> <th colspan="3">道予算額</th> </tr> <tr> <th>国費</th> <th>道費</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 (新:4 継:-)</td> <td>20,000</td> <td>20,000</td> <td>20,000</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					地区数	事業費	道予算額	道予算額			国費	道費	地元	4 (新:4 継:-)	20,000	20,000	20,000	-	-
地区数	事業費	道予算額	道予算額																	
			国費	道費	地元															
4 (新:4 継:-)	20,000	20,000	20,000	-	-															

## 6 安全で快適な生活環境の整備

### (1) 農業集落排水事業

【担当：中山間整備係】

目的	農業用排水の水質保全・機能維持を図るとともに、住み良い農村環境を創造するため、農業集落におけるし尿・生活雑排水等の汚水等の処理及び汚泥等の循環利用に係る施設の整備等に対し支援する。																				
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業集落排水施設整備 農業集落における、汚水・汚泥・雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設及びこれに付帯する施設の整備・改築又は撤去を行う</li> <li>2 上記1の事業の施行に必要な調査及び計画の策定</li> <li>3 最適整備構想策定 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画の策定</li> <li>4 維持管理適正化計画策定 農業集落排水施設等の施設再編・集約、施設規模又は汚水処理方法の適正化、省エネルギー技術導入等の維持管理の効率化・適正化等を目的として、ハード事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術検討結果の策定</li> </ol>																				
採択要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業集落排水施設整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 整備対象地域 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする地域を含む。）内の農業集落</li> <li>○ 処理対象汚水 し尿・生活雑排水など （ただし、重金属等の有害物質を含む工場排水等は対象外とする。）</li> <li>○ 対象処理人口 原則として、おおむね1,000人程度に相当する規模以下</li> <li>○ 補助対象 受益戸数がおおむね10戸以上、排水路末端の受益戸数は2戸以上</li> </ul> </li> <li>2 最適整備構想策定、維持管理適正化計画策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該市町村内に整備された農業集落排水施設を対象</li> </ul> </li> </ol>																				
負担割合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業集落排水施設の整備・改築：国 50%    その他 50%</li> <li>2 上記1の事業の施行に必要な調査及び計画の策定：国 50%    その他 50%</li> <li>3 最適整備構想策定：国 定額</li> <li>4 維持管理適正化計画策定：国 定額</li> </ol>																				
事業主体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業集落排水施設の整備・改築又は撤去：市町村等</li> <li>2 上記1の事業の施行に必要な調査及び計画の策定：市町村等</li> <li>3 最適整備構想策定：市町村等</li> <li>4 維持管理適正化計画策定：市町村等</li> </ol>																				
令和3年度 予算額等	<p style="text-align: right;">(単位：地区、千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区数</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="3">道予算額</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>国費</th> <th>道費</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">26 (新:12 継:14)</td> <td style="text-align: center;">1,247,900</td> <td style="text-align: center;">621,450</td> <td style="text-align: center;">626,450</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">X</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業費は、道予算額に事業主体で計上する予算額を加算したもの</p>						地区数	事業費	道予算額				国費	道費	地元	26 (新:12 継:14)	1,247,900	621,450	626,450	-	X
地区数	事業費	道予算額																			
		国費	道費	地元																	
26 (新:12 継:14)	1,247,900	621,450	626,450	-	X																

北海道農政部農村振興局農村整備課

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5422 (直通)

FAX 011-232-4128

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/>